

# 公 告

## 大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第3項の規定により公告する。

なお、その届出書等は令和4年3月15日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和4年3月15日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）多治見駅南地区第一種市街地再開発事業施設建物  
多治見市本町1丁目122番
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
多治見駅南地区市街地再開発組合  
理事長 赤塚 勝彦  
多治見市栄町1丁目6番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社三河屋  
代表取締役 佐藤 伸宏  
愛知県小牧市大字間々原新田字下新池987番地  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年11月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,405 m<sup>2</sup>

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	166台
駐輪場の位置及び収容台数	167台
荷さばき施設の位置及び面積	250 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	37 m <sup>3</sup>

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	三河屋 9:00～21:00 その他 6:30～22:30
来客が駐車場を 利用することができる時間帯	6:00～23:00
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばき施設において 荷さばきを行うことができる時間帯	6:00～22:00

8 届出年月日

令和4年3月7日